


2018年4月24日

宮城県教育委員会
教育委員長・教育長 殿

請願者

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合石巻分会
住所 大崎市古川旭1-2-28レオパレスあさひ204
戸田 慎一 

1 県下公立学校は労働安全法などの関係法令等を遵守して学校経営をすることを請願します。

第1 請願の趣旨

- (1) 休養室は、労働安全衛生規則第618条、事業所則21条では、事業者は、「常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者が床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。」と義務づけがされています。
また、「事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。(安衛則613条、事務所則19条)」と明記されていますが、設置されていません。
宮城県立の高校、支援学校の休養室、休養所の設置具合を調査し、当局より適確な措置（設置）がとられるべきことを請願します。
- (2) 上記の内容を教育委員の方々に説明する機会を求めます。

以上